

## 1 申込者

ふりがな	
名前	

- 申込書（1枚目）裏面に記入した申込者（保護者のいずれか）を記入してください。

(のりしろ)

- 裏書きに御注意ください。この用紙は、薄めの筆記具で御記入ください。鉛筆等でも構いません。

## 2 マイナンバー（個人番号）等記入欄

名前	続柄	マイナンバー（個人番号）									
	申込児童										

※マイナンバー（個人番号）欄は、保護者（父母）、申込児童を御記入ください。

## 3 本人確認書類の添付

- 2で記入した保護者（父母）について、次の左欄に番号確認書類、右欄に身元確認書類のコピーを貼付してください。
- マイナンバーカード（個人番号カード）であれば、番号確認と身元確認の両方が可能です。左欄のみ貼付してください。
- ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の場合は、（表・裏）両面のコピーが必要となります。
- 必ずコピーを貼付してください。誤って原本を提出した場合は、返却ができなくなることがあります。
- 保護者（父母）の番号確認書類・身元確認書類のみ貼付してください。申込児童その他の世帯員の書類は不要です。

## 4 封緘と提出

中央で谷折りし、のりしろ欄を糊付けして綴じ、他の申込書類と上端を合わせて左上角をホッチキス等で綴じて提出してください。

(谷折り)

## 保護者（父母）の番号確認書類 貼付欄

(コピーを貼付してください)

## 次のいずれか1つ

- マイナンバーカード（個人番号カード）両面
- 個人番号通知カード
- 個人番号が記載された住民票の写し
- 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

## 保護者（父母）の身元確認書類 貼付欄

(コピーを貼付してください)

## 顔写真付きの次の書類は、いずれか1つ

- |            |               |
|------------|---------------|
| ・運転免許証     | ・運転経歴証明書      |
| ・旅券（パスポート） | ・身体障がい者手帳     |
| ・療育手帳      | ・精神障がい者保健福祉手帳 |
| ・写真付き学生証   | ・写真付き社員証      |

## 上記書類がない場合は、次の書類をいずれか2つ

- |                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| ・健康保険証                      | ・介護保険証            |
| ・年金手帳                       | ・児童扶養手当証書         |
| ・特別児童扶養手当証書                 | ・住基カード            |
| ・納税証明書                      | ・印鑑登録証明書          |
| ・生活保護受給者証                   | ・その他（写真のない身分証明書等） |
| ・税、社会保険料、公共料金の領収書（6か月以内のもの） |                   |

法令等の規定により、認定申請の際には、マイナンバーの記入が必要となります。

福山市は、マイナンバー（この用紙）の記入・提出がない場合も、申込み・申請を受理します。入所審査等での不利益はありません。罰則規定もありません。

この書類の名称

2025年度（令和7年度）教育・保育給付認定申請及び  
保育所等入所申込書（2枚目）マイナンバー記入欄

この書類を捨てられた方へ

この書類には、認定申請に係る非常に大切な情報が記入されています。

記入済みのこの書類を捨てた場合は、開封せず、速やかに最寄りの警察署へ届け出てください。



問合せ先：福山市保健福祉局本庁舎3階保健部保育施設課  
〒720-8501 電話：084-928-1047

A 聞床料金の算出方法についても、提出証明書の提出方法についても、必ずご参考ください。また、スナッチ（この用紙）の提出方法についても、必ずご参考ください。提出証明書の提出方法についても、必ずご参考ください。

■ A 聞床料金の算出方法についても、提出証明書の提出方法についても、必ずご参考ください。

A 福山市民課への問合せ電話番号：084-928-1276

■ A 自分のスナッチについても、必ずご参考ください。

B 聞床料金の算出方法についても、提出証明書の提出方法についても、必ずご参考ください。

■ A 他の市区町村が保有する所得、課税情報の照会など、スナッチを利用してます。福山市役所民課の窓口へ

■ A 福山市役所、取扱い店舗にて同一回の領収書を出力する

スナッチ-Q&A

個人番号  
個人の識別  
電子化支拂法施行規則に基づき、認定申請の際は、個人番号（スナッチ）の記入が必要となります。  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律（番号法）の施行及び電子化